

令和4年度第3四半期（10～12月）における  
異常価格差補てん金の単価について

令和4年度第3四半期における異常価格差補てん金の単価は、公益社団法人配合飼料供給安定機構がトン当たり496円と決定し、農水省の承認を得ました。

これにより、通常価格差補てん金の単価は、すでに決定している7,750円から496円を差し引き、トン当たり7,254円となります。

以上